

●香川県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支等に関する報告書について、大山茂樹後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年香川県選挙管理委員会告示第57号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成24年4月6日

香川県選挙管理委員会臨時委員長職務執行者 中 野 和 男

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線（太線）で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p style="text-align: center;">平成 22 年 分</p> <p>略</p> <p>◎ 大山茂樹後援会</p> <p>報告年月日 平成23年3月30日</p> <p>1～6 略</p> <p><u>7 資産等の内訳</u></p> <p><u>(借入金)</u></p> <p><u>(借入先)</u> <u>(借入残高)</u></p> <p><u>野崎 等</u> <u>1,800,000円</u></p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">平成 22 年 分</p> <p>略</p> <p>◎ 大山茂樹後援会</p> <p>報告年月日 平成23年3月30日</p> <p>1～6 略</p> <p>略</p>